仕　様　書

１　業務名　　令和７年度　水道メーター取替業務委託（白山町上ノ村ほか）

２　業務の目的

計量法第７２条及び計量法施行令第１８条の規定に基づき、市内全域に設置されている水道メーターについて、有効期限８年が経過する前に取り替えを行い、また水道メーターの故障等に伴う取り替えを行うことを目的とする。

３　業務内容

受注者は、発注者の定める関係諸規定及び指示を遵守し、次のとおり誠実かつ確実に履行するものとする。

（１）水道メーターの取替にあたって、発注者より水栓使用者へ周知する必要があることから、事前に取り替え時期について発注者と協議したうえで作業工程を組むこと。

（２）受注者は、発注者と日程を調整したうえで水道メーター、メーター取替委託票（様式１）及びメーター位置図を確認し受け取ること。

（３）取替作業は【別紙２】メーター取替日程表に従い、各地区単位で水道メーターの取り替えを行うこと。

（４）取替作業前に必ず水栓使用者に声掛けを行い了解を得てから作業を行うこと。なお、水栓使用者が不在の場合は取替作業が可能か十分確認を行い作業を行うこと。

（５）取替作業後は濁水の放水及びエアー抜きを実施し、水栓使用者に作業の完了を伝えるとともに、指定の「メーター取替え完了のお知らせ」を手渡しするか郵便ポスト等へ投函すること。

（６）取り外した水道メーターは、【別紙２】メーター取替日程表で定める日までに水洗いし、下記のとおり１箱ごと口径別に指定する個数をいれ、発注者の指定する場所へ返納するとともに「メーター取替完了報告書」を提出すること。指定入数に満たない場合は、口径に関係なく１箱に入れて提出すること。

１箱の指定入数

口径	φ13mm	φ20mm	φ25mm	φ30mm	φ40mm
個数	20 器	10 器	8 器	6 器	5 器

４　業務履行場所

津市白山町上ノ村ほか８町地内

別紙位置図及び地区別予定数表参照。

位置図以外の箇所にて業務を依頼する場合があります。その場合はメーター取替日程表に記載された取替可能日が異なる場合があることから発注者の指示を受けること。

５　履行期間

契約締結日から令和８年４月３０日までとする。

なお、上記期間の内【別紙２】メーター取替日程表に示すメーター取替可能日の日中に作業することを基本とする。ただし、水栓使用者の事情等により夜間、休日に作業を

行う場合は、予め発注者へ報告すること。

6　業務担当責任者の選任届出

契約締結後、発注者の指定する「業務担当責任者選任届」を提出すること。

7　委託業務実績報告書

【別紙２】メーター取替日程表に定めるメーター取替完了報告書提出日ごとに、取替が完了したものについて、遅滞なく委託業務実績報告書を発注者へ提出すること。

8　その他特記事項

（１）事前にメーター取替委託票（メーター番号、注意事項等）を確認し、現地にて取替前に「メーター取替完了報告書」へ旧メーターの取外指針、新メーターのメーター番号及びメーター取替日を記載してから作業を行うこと。また、取替後には「メーター取替完了報告書」に記載した内容に不備がないことを再確認すること。

（２）作業前に宅内漏水が無いこと及び水栓が使用中で無いことを水道メーターを目視で確認してから止水栓を閉めること。

（３）受水槽が無い集合住宅等で断水する場合、必ず各戸へ取替前後に説明を行うこと。

（４）受水槽があり断水の心配がない水栓でも、管理事務所や管理人に取替前後に説明を行うこと。

（５）水栓使用者が不在の際、水道メーターボックス上に障害物等がある場合や施錠等で敷地内へ立ち入りできない場合等、事情により取替困難な場合は、日を改めて訪問を行うか手紙にて移動を依頼する等、水栓使用者との交渉を行うこと。

（６）取替作業においては、水道メーター前後の管種や配管状況に配慮し、配管等を破損させないように細心の注意を払うこと。また取替後には必ず漏水の有無を確認すること。

（７）同一敷地内に複数の水栓がある場合（集合住宅や貸店舗等）は設置するメーター蓋の裏面に部屋番号等を記入すること。

（８）取替作業後には、エアー抜きに使用した水栓やメーターボックス周辺及び止水栓は取替前と同じ状態に戻し、水栓使用者に不信感や不快感を与えないように注意すること。

（９）取替作業後にメーター番号と使用水栓の整合性に矛盾が生じた場合は、水出し確認等を行い錯誤が無いか確認を行うか、発注者に報告し配管の確認を行うこと。

(10) 取替作業を実施時に修繕等が必要となった場合は必ず発注者に打合せ簿等により報告し指示を受けること。

(11) 取替作業を行うにあたり止水栓不良や水栓使用者等の理解が得られないなど、取替作業を行うことができない場合は、水道メーター（一斉取替）取替不可報告書（様式２）にて発注者へ報告し指示を受けること。

(12) 店舗等でその場で断水できない場合、受注者が使用者と取替日時の交渉を行うこと。

(13) 水栓使用者より発注者へ取替希望日時等の連絡があった場合は、発注者の指示を受けること。

(14) 水道メーター取替業務にあたって住民等の信頼性を確保するため、発注者より発

行した証明書を常に携帯すること。

(15) メーター取替後、発注者へ提出された「メーター取替完了報告書」の記載内容に不備等があった場合は、発注者の指示に従い直ちに現地確認等を行い発注者へ遅滞なく報告すること。

(16) メーター取替後に漏水及び給水装置等に支障が生じた場合は、受注者にて対応すること。この場合の費用負担は受注者にて負担すること。

(17) この仕様書に定めのない事項であっても取替に必要な作業は発注者の指示に従うこと。

【別紙２】

令和7年度　メーター取替日程表　（２か月検針：偶数月１回目　用）

偶数月①

検針サイクル：偶数月１回目（検針日：偶数月の１日～６日）

6月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ×	3 ×	4 ×	5 ×	6 ×	7
	8	9 ×	10 ×	11 ×	12 ×	13 ×	14
	15	16 ×	17 ×	18 ×	19 ×	20 ×	21
	22	23 ×	24 ×	25 ×	26 ×	27 ×	28
	29	30 ×					

7月	日	月	火	水	木	金	土
			1 ×	2 ×	3 ×	4 ×	5
	6	7 ×	8 ×	9 ×	10 ×	11 ×	12
	13	14 ×	15 ×	16 ×	17 ×	18 ×	19
	20	21	22 ×	23 ×	24 ×	25 ×	26
	27	28 ×	29 ×	30 ×	31 ×		

8月	日	月	火	水	木	金	土
						1 ×	2
	3	4 ×	5 ×	6 ×	7 ○	8 ○	9
	10	11	12 ○	13 ○	14 ○	15 ○	16
	17	18 ○	19 ○	20 ○	21 ○	22 ○	23
	24	25 ○	26 ○	27 ○	28 ○	29 ○	30
	31						

9月	日	月	火	水	木	金	土
		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6
	7	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○	13
	14	15	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○	20
	21	22 ×	23	24 ×	25 ×	26 ×	27
	28	29 ×	30 ×				

10月	日	月	火	水	木	金	土
				1 ×	2 ×	3 ×	4
	5	6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11
	12	13	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○	18
	19	20 ○	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○	25
	26	27 ○	28 ○	29 ○	30 ○	31 ○	

11月	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	8
	9	10 ○	11 ○	12 ○	13 ○	14 ○	15
	16	17 ○	18 ○	19 ×	20 ×	21 ×	22
	23	24	25 ×	26 ×	27 ×	28 ×	29
	30						

12月	日	月	火	水	木	金	土
		1 ×	2 ×	3 ×	4 ×	5 ×	6
	7	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○	13
	14	15 ○	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○	20
	21	22 ○	23 ○	24 ○	25 ○	26 ○	27
	28	29 ×	30 ×	31 ×			

1月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5 ○	6 ○	7 ○	8 ○	9 ○	10
	11	12	13 ○	14 ○	15 ○	16 ○	17
	18	19 ○	20 ○	21 ×	22 ×	23 ×	24
	25	26 ×	27 ×	28 ×	29 ×	30 ×	31

2月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ×	3 ×	4 ×	5 ×	6 ×	7
	8	9 ○	10 ○	11	12 ○	13 ○	14
	15	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○	20 ○	21
	22	23	24 ○	25 ○	26 ○	27 ○	28

3月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7
	8	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○	13 ○	14
	15	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○	20	21
	22	23 ×	24 ×	25 ×	26 ×	27 ×	28
	29	30 ×	31 ×				

4月	日	月	火	水	木	金	土
				1 ×	2 ×	3 ×	4
	5	6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11
	12	13 ○	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○	18
	19	20 ○	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○	25
	26	27 ○	28 ○	29	30 ○		

・ □ →太枠で囲われた日は、メーター取替完了報告書提出日です。この日には取替えた分全ての旧メーターの返却とメーター取替完了報告書の提出を終えてください。

・「○」の日はメーター取替可能日。「×」の日は取替作業を行わないでください。

※「×」の日が相手方の要望日である場合は、事前に水道維持課へ確認をしてください。

様式１

メーター取替委託票控

処理担当	発行者

装置場所				水栓番号	
方書				検針番号	
使用者				口径	mm
旧メーター	(検満) 年 月	(種別)	(番号)		
開栓・中止	(区分)	(年月日)		取替理由	
委託業者		発行日		整理番号	

(上下水道事業局)

メーター取替委託票

装置場所				水栓番号	
方書				検針番号	
使用者				口径	mm
旧メーター	(検満) 年 月	(種別)	(番号)		
開栓・中止	(区分)	(年月日)		取替理由	
委託業者		発行日		整理番号	
メーター位置					

(取替業者)

メーター取替完了報告書

処理担当

装置場所				水栓番号	
方書				検針番号	
使用者				口径	mm
旧メーター	(検満) 年 月	(種別)	(番号)		
	(前回指針) m^3	(取外指針) m^3			
新メーター	(種別) (番号)	(取付指針) m^3			
メーター取替日	年 月 日	旧メーター返却日	年 月 日		
開栓・中止	(区分)	(年月日)		取替理由	
委託業者		発行日		整理番号	
メーター位置					

(取替業者→上下水道事業局)

メーター取替え完了のお知らせ

本日、水道メーターを取替えさせていただきました。

装置場所	
方書	
使用者名	様
(水栓番号	) (地区番)

旧メーター取外指針	m^3
新メーター取付指針	m^3
メーター取替日	年 月 日
取替理由	
取替業者	

(裏面もご覧ください。)

様式2

水道メーター（一斉取替）　取替不可報告書

受注者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

水栓番号	水栓所在地		使用者氏名
利用区分（○で囲むこと）	口径	現地メーター番号	現地ﾒｰﾀｰ検満年月
使用中　／　中止中			令和

受け渡し日 （局⇒受注者）	取替伝票	令和　年　月　日	
	メーター	令和　年　月　日	
取替訪問 及び取替交渉日	１回目	令和　年　月　日	
	２回目	令和　年　月　日	
	３回目	令和　年　月　日	
	取替不可理由について、下欄の項目番号を記入すること。⇧		
取替不可理由（上段右の太枠内に該当番号を記入すること） ① 説明をしたが、施主等（使用者・管理会社）に理解を得られず、拒否された。 ② 日時を変えて複数回訪問したが、施錠等でメーター位置まで立ち入りができなかった。 ③ メーターボックスの上に支障物があり、複数回訪問したが施主と交渉できなかった。 ④ 止水栓に不良個所があり修繕を要するためメーター取替ができない。 ⑤ その他（具体的な理由を記入） （　　）			
返却日 （受注者⇒局）	取替伝票	令和　年　月　日	
	メーター	令和　年　月　日	

１．取替が完了した場合は、取替不可報告書の提出は不要とする。
２．上記理由③・④・⑤については、支障のない範囲で現状写真を添付の上提出すること。
３．取替の際に得た個人情報及び本報告書の取扱いには注意すること。
４．取替の際は業務委託事業者であることを証明する証明書を所持すること。
５．メーター位置が不明な場合は、取替伝票に記載のある「メーター位置」の備考欄を確認し、それでも不明な場合は、水道維持課へ連絡すること。

受付印

位置図（白山町上ノ村ほか）

1：20000

令和７年度水道メーター取替業務委託（白山町上ノ村ほか）

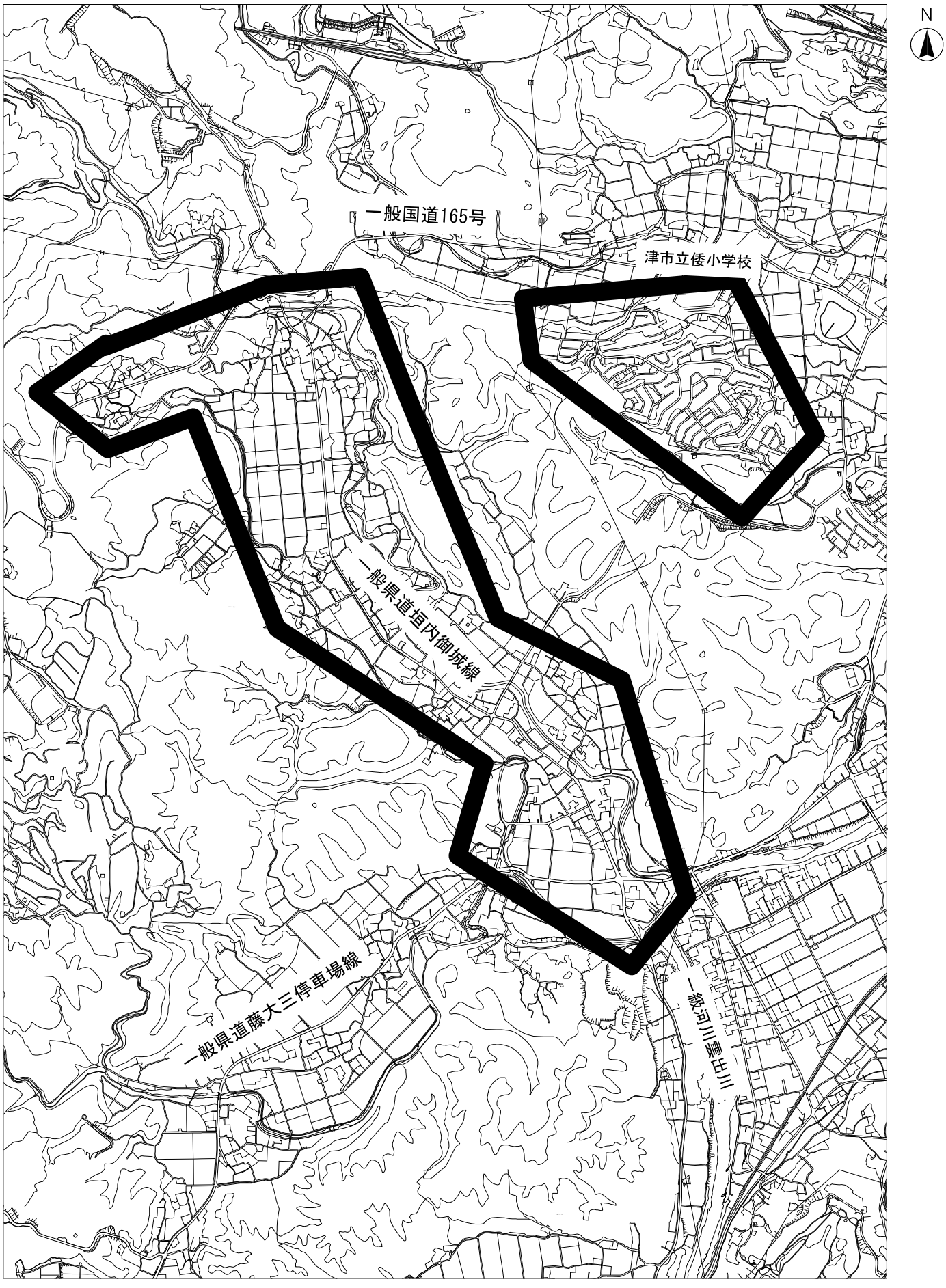

位置図（白山町上ノ村ほか）

1:15000

令和７年度水道メーター取替業務委託（白山町上ノ村ほか）

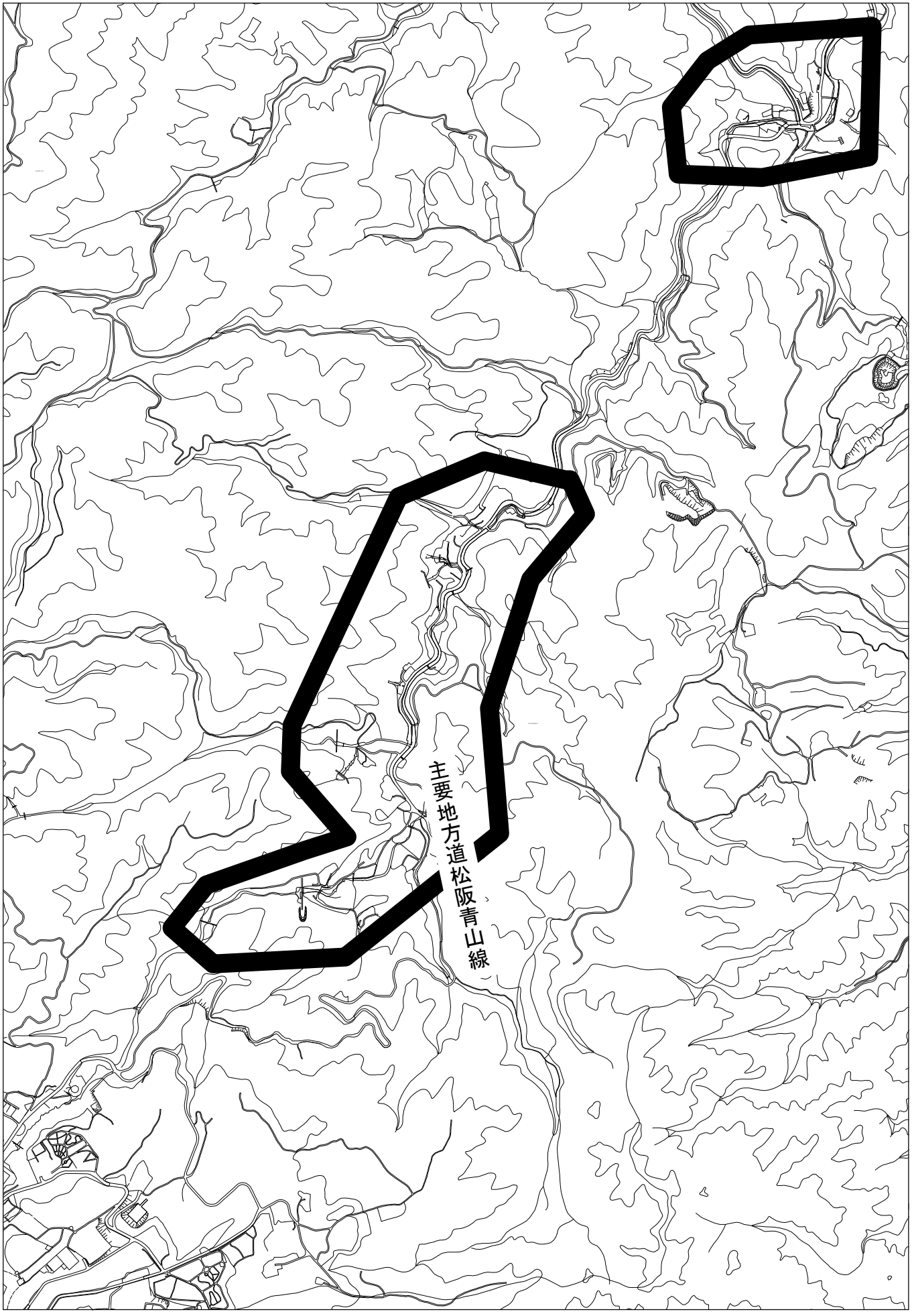

位置図（白山町上ノ村ほか）

1：15000

令和７年度水道メーター取替業務委託（白山町上ノ村ほか）

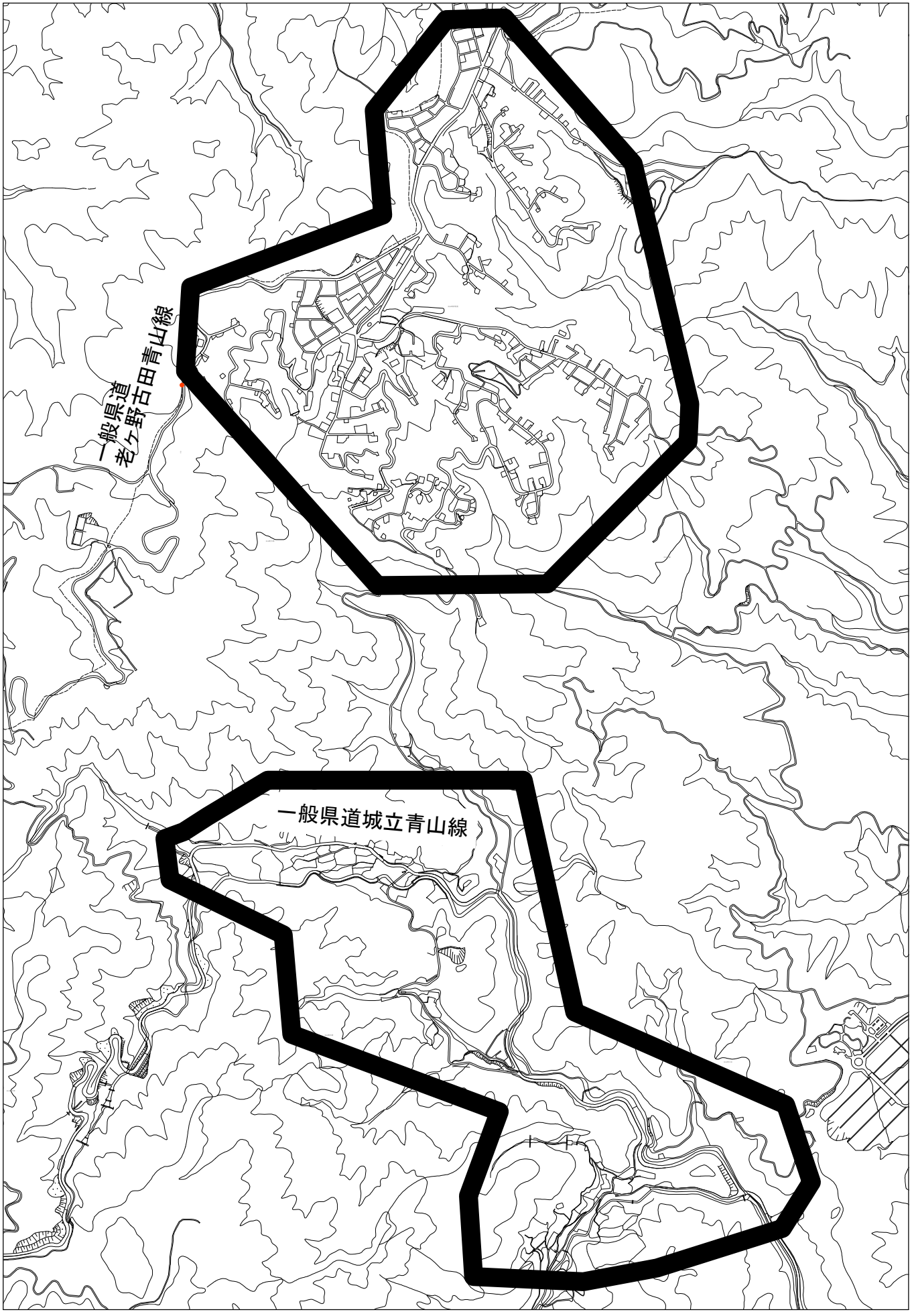

地区別予定数表

地区番号	地区名称	13ｍｍ	20ｍｍ	25ｍｍ	30ｍｍ	40ｍｍ	地区別合計	取替日程表種別
80701	白山町上ノ村、南出	170	280	1	0	0	451	偶数月①
80801	白山町稲垣、八対野	300	40	1	0	2	343	偶数月①
86001	白山町福田山	40	4	0	0	0	44	偶数月①
87001	白山町城立、大原	30	3	1	1	0	35	偶数月①
87003	白山町小杉	20	3	1	0	0	24	偶数月①
88001	白山町伊勢見	310	10	1	2	1	324	偶数月①
口径別合計		870	340	5	3	3	1221	

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1　受注者等の義務 ⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 ⑵　受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 ⑶　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 ⑷　受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3　契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1　下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2　資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3　建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4　業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1　受注者等の責務 ⑴　関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 ⑵　受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 ⑶　受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 ⑷　受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 ⑸　受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 ⑹　受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2　公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 ⑴　条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 ⑵　条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 ⑶　条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 ⑷　⑴から⑶に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 ⑸　特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。